

## 固定給油設備等の型式試験確認に係る業務規程

	昭和 63 年 4 月 1 日	危保規程第 4 号
改正	令和 3 年 10 月 20 日	危保規程第 21 号
改正	令和 6 年 11 月 14 日	危保規程第 27 号
最終改正	令和 7 年 3 月 24 日	危保規程第 11 号

### 第 1 目的

本業務は、固定給油設備及び固定注油設備(以下「固定給油設備等」という。)並びにこれらを構成する設備(以下「対象設備」という。)の構造、機能に関する試験確認を行い、もって対象設備の安全性の確保に寄与するとともに、製造者等の許可申請事務及び消防機関の審査・検査事務の効率化に資することを目的とする。

### 第 2 業務の制度と対象

本業務は、ガソリン、軽油、灯油又はメタノール若しくはメタノールを含有するものを取り扱う対象設備を対象とした型式試験確認により行うものとする。

### 第 3 型式試験確認の方法

- 1 対象設備の型式試験確認は、対象設備が危険物の規制に関する政令(昭和 34 年政令第 306 号)第 13 条第 1 項第 9 号の 2、第 17 条第 1 項第 10 号、第 11 号及び第 21 号、危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号)第 24 条の 2、第 25 条の 2 から第 25 条の 3 まで及び第 28 条の 2 の 5 並びに「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造について」(平成 5 年 9 月 2 日付け消防危第 68 号)、「油中ポンプ設備に係る規定の運用について」(平成 5 年 9 月 2 日付け消防危第 67 号)、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」(平成 10 年 3 月 13 日付け消防危第 25 号)、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」(平成 13 年 3 月 30 日付け消防危第 43 号 以下「43 号通知」という。)及び「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」(令和 2 年 3 月 27 日付け消防危第 87 号)の基準に適合するものであることの確認を、危険物保安技術協会(以下「協会」という。)が別に定める「固定給油設備等及びこれらの構成設備の型式試験確認実施要領」(以下「試験確認実施要領」という。)に基づいて行うものとする。
- 2 本業務に係る型式試験確認は、5、(1)に定める対象設備の型式区分ごとに、同一の型式区分に属する対象設備から試験確認に供するものを抜取り、試験確認を行うものとする。ただし、同一の型式区分の中に複数の機種が含まれる場合においては、試験に供する機種以外の機種についても当該試験に供する機種と構造、機能等を異にする部分、箇所についてそれぞれ試験確認を行うものとする。
- 3 可燃性蒸気流入防止構造(以下「ベーパーバリア」という。)を設けた固定給油設備等の型式試験確認を受ける場合は、事前にベーパーバリアに係る型式試験確認を受けるものとする。

4 協会の型式試験確認を受けた後、対象設備の構造、機能等に変更を加える場合は、5、(2)に規定する同一型式の範囲によって別型式とし、これに該当しない場合は、変更として取り扱うものとする。

5 対象設備の型式区分及び同一型式の範囲は、次のとおりとする。

(1) 型式区分

ア 固定給油設備等

固定給油設備等の試験確認に係る型式区分は、次のとおりとする。

(ア) セルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等

(イ) セルフサービス用固定給油設備等

イ 固定給油設備等を構成する設備（以下「構成設備」という。）

構成設備の試験確認に係る型式区分は、次のとおりとする。

(ア) 給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）の先端に設けるノズル（以下「給油ノズル等」という。）

(イ) 給油ホース等

(ウ) 立ち上がり配管遮断弁及び逆止弁等（以下「立ち上がり配管遮断弁等」という。）

(エ) セルフサービスコンソール

セルフサービスコンソールの試験確認に係る型式区分は、次のとおりとする。

a 卓上セルフサービスコンソール（可搬式セルフサービスコンソールシステム非対応）

b 可搬式セルフサービスコンソールシステム

構成機器として、卓上セルフサービスコンソール、可搬式セルフサービスコンソール、卓上セルフサービスコンソールと可搬式セルフサービスコンソールとの通信装置及び可搬式セルフサービスコンソールによる給油許可の制御装置から成る。

(オ) ベーパーバリア

(カ) (ア)から(オ)までの構成設備を除く固定給油設備等本体（以下「固定給油設備等本体」という。）

(2) 同一型式の範囲

ア 固定給油設備等

(ア) 固定給油設備等の基本形状及びポンプ機構（ポンプと圧力逃し装置に係る部分）が同一であるものは、同一型式とする。

(イ) セルフサービス用固定給油設備等として用いることができるものにあつては次の装置（セルフサービス用固定注油設備に限り用いることができるものにあつては、a、bを除く。）が同一であるものは、同一型式とする。

a 可燃性蒸気回収装置

b 誤給油防止装置

c 定量定時間制御装置

d 地震感知制御装置

- (ウ) シングル型・ダブル型の別、照明の有無、ホーススライド機構の有無、油種表示の有無、その他付属品の有無に起因して外形寸法が異なるものは、同一型式とする。
- (エ) 懸垂式のポンプ装置について、ポンプ室内収納型（無外装）、屋外設置型（外装付）をシリーズ化した固定給油設備等は、同一型式とする。
- (オ) ポンプ機構が複数種組み込まれる場合は、型式申請時に限りその複数のポンプ機構を備えた固定給油設備等を同一型式とすることができるものとする。

#### イ 給油ノズル等

形状及び手動開閉装置を開放の状態に固定する装置並びにセルフサービス用固定給油設備等に用いることができるものにあつては次の装置（セルフサービス用固定注油設備に限り用いることができるものにあつては、(ウ)を除く。）が同一であるものは、同一型式とする。

- (ア) 給油開始前ノズル起動制御装置
- (イ) 脱落時停止装置
- (ウ) 可燃性蒸気回収装置
- (エ) 満量停止装置

#### ウ 給油ホース等

安全継手及びセルフサービス用固定給油設備に用いることができるものにあつては可燃性蒸気回収装置が同一であるものは、同一型式とする。

#### エ 立ち上がり配管遮断弁等

材質、構造及び内径が同一であるものは、同一型式とする。

#### オ セルフサービスコンソール

- (ア) 卓上セルフサービスコンソール（可搬式セルフサービスコンソールシステム非対応）

セルフサービス用固定給油設備等の運転状態の表示機能及び運転制御の機能が同一であるものは、同一型式とする。

- (イ) 可搬式セルフサービスコンソールシステム

次の機能等が全て同一であるものは、同一型式とする。

- a 構成機器の卓上セルフサービスコンソール及び可搬式セルフサービスコンソールのセルフサービス用固定給油設備等の運転状態の表示機能及び運転制御の機能
- b 構成機器の卓上セルフサービスコンソールと可搬式セルフサービスコンソールとの通信方法
- c 構成機器の可搬式セルフサービスコンソールによる給油許可の制御方法

#### カ ベーパーバリア

気密性を有する間仕切りにより可燃性蒸気の流入を防止するベーパーバリア（以下「ソリッドベーパーバリア」という。）と一定の構造を有する間仕切りと通気性を有する空間により可燃性蒸気の流入を防止するベーパーバリア

(以下「エアーパーバリア」という。)は、別型式とする。また、ソリッドーパーバリア及びエアーパーバリアのそれぞれの型式において、構造、機能等が異なっても、43号通知の基準に適合する気密機能を有するものは、同一型式とする。

キ 固定給油設備等本体

前アに準ずるものとする。

6 対象設備等の変更の区分は、別記によるものとする。

#### 第4 型式試験確認業務に関する手続き等

##### 1 申請

(1) 対象設備に係る型式試験確認を受けようとする者は、別記様式第1の申請書に、次の各号に掲げる条件を備えて協会に申請するものとする。

協会は、当該申請書が必要な条件を備えている場合は、その申請を受理する。

ア 型式試験確認申請書は、正副2通を提出すること。

イ 型式試験確認申請書には、型式を記入すること。

ウ 型式試験確認申請書には、次表に定める書類が添付され、かつ、これらの書類は正副別に日本産業規格A4の大きさのファイルにより一括編綴すること。

表

区 分	備 考
設 計 図	構造、主要寸法、部品名及び材質等を明らかにしたもので、外形図、組立断面図等をいう。
仕様・構造説明書	
社内試験成績書	
社外試験成績書	

(2) セルフサービス用固定給油設備等の型式試験確認申請においては、その構成設備であるセルフサービスコンソールを除いた申請とすることができるものとする。

(3) 固定給油設備等本体の型式試験確認申請においては、固定給油設備等本体と組み合わせる構成設備(協会の型式試験確認を受けたものに限るものとし、セルフサービスコンソールを除く。)の型式を別記様式第1の型式試験確認申請書の別紙3に記載して行うものとする。

(4) セルフサービスコンソールの型式試験確認申請においては、別記様式第1の型式試験確認申請書の別紙4、又は別紙5に記載して行うものとする。

##### 2 型式試験確認の実施

協会は、申請書類の審査を行った後、第3、1に規定する試験確認実施要領に示す方法によって型式試験確認を実施するものとし、この旨申請者に通知する。

##### 3 型式試験確認結果の通知

協会が第3に定める型式試験確認を行った結果については、申請者に対し別記様式第2の型式試験確認結果通知書により通知する。

なお、基準に不適合の場合は、その理由を記載するものとする。

#### 4 重変更に係る試験確認

- (1) 協会の型式試験確認を受けている型式について、重変更に係る試験確認を受けようとする者は、別記様式第3に示す申請書に、第4、1の規定に準じて重変更に係る必要書類を添えて、協会に申請するものとする。
- (2) 協会は、当該変更部分及びその関連する部分について、第4、2の規定に準じて重変更に係る試験確認を実施する。
- (3) 協会は、第4、3の規定に準じて別記様式第2の型式試験確認結果通知書により通知するものとする。

#### 5 軽変更に係る試験確認

- (1) 協会の型式試験確認を受けた型式について、軽変更に係る試験確認を受けようとする者は、別記様式第3の申請書に、第4、1の規定に準じて軽変更に係る必要書類を添えて、協会に申請するものとする。
- (2) 協会は、当該変更部分及びその関連する部分について、申請書類により軽変更に係る審査を実施する。
- (3) 協会は、第4、3の規定に準じて別記様式第2の型式試験確認結果通知書により通知するものとする。

#### 6 型式試験確認済証（貼付ラベル）の交付

- (1) 協会の型式試験確認を受けた型式と同一型式のものを製造し、販売し、使用し又は輸入しようとする場合にあっては、別記様式第4のそれぞれの様式の型式試験確認済証の交付を受け、これを貼付しなければならない。ただし、構成設備として協会の型式試験確認を受けたものを組み込んで固定給油設備等として型式試験確認を受けたものには、当該固定給油設備等の構成設備には、型式試験確認済証の貼付を行わないことができる。
- (2) 固定給油設備等本体の型式試験確認申請において当該設備と組み合わせるものとして申請された構成設備については、当該固定給油設備等本体と組み合わせる場合に限り、型式試験確認済証の貼付を行わないことができる。この場合において、当該固定給油設備等本体に貼付する型式試験確認済証は、固定給油設備等の型式試験確認済証とする。
- (3) (1)のただし書き及び(2)の規定にかかわらず、ペーパーバリアを設けた固定給油設備等及びペーパーバリアと組み合わせた固定給油設備等本体については、固定給油設備等の型式試験確認済証に併せてペーパーバリアの型式試験確認済証を貼付しなければならない。
- (4) 可搬式セルフサービスコンソールシステムに係る型式試験確認済証については、当該システムの構成機器として試験確認を受けた卓上セルフサービスコンソール及び可搬式セルフサービスコンソールに貼付しなければならない。
- (5) 協会の型式試験確認を受けた対象設備について型式試験確認済証の交付を受けようとする者は、別記様式第5の申請書により、協会に申請するものとする。

(6) 協会は、申請に係る対象設備が型式試験確認を受けたものと同一の型式であると認めるときは、型式試験確認済証を交付するものとする。この場合において、協会は確認のために必要な調査を行うことができるものとする。

#### 7 型式試験確認の証明書の発行

型式試験確認に係る試験確認証明書の発行については、別に定めるものとする。

#### 8 型式試験確認実施項目以外の変更

申請者は、型式試験確認の実施項目以外の変更について、別記様式第6により型式試験確認実施項目以外の変更であることを協会に対して届け出し確認を得ることができるものとする。

### 第5 事故等の報告等

1 型式試験確認を受けた者は、型式試験確認を受けた固定給油設備等に係る事故等の不具合事象を知り得た場合は、直ちに理事長に報告しなければならないものとする。また、不具合の原因の内容に応じて、出荷した固定給油設備等について何らかの措置を行う必要が生じた場合は、その内容について理事長に報告しなければならないものとする。

2 型式試験確認を受けた者は、第4、6の試験確認済証及び第4、7の試験確認証明書を他人に占有された場合（盗難等を含む。）は、直ちに理事長に通知しなければならないものとする。

### 第6 立入調査等

理事長は、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができる。

立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

### 第7 試験確認結果の取消し等

理事長は、試験確認を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認めた場合は、試験確認結果の取消し等の必要な措置を講じることができる。

試験確認結果の取消し等については、別に定めるものとする。

### 第8 申請の不受理等

#### 1 申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

(1) 申請者が第7に定める取消し等を受け、3年を経過していない場合

(2) 第7に定める取消し等を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合

(3) 申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合

(4) 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合

(5) その他理事長が試験確認を行うことが不相当であると認める場合

## 2 申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

- (1) 型式試験確認で不適合又は未実施となった場合で改めて当該型式試験確認を申請する場合に、型式試験確認で不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でないと認められる場合
- (2) その他理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

## 第9 手数料

1 手数料の額は、試験確認及び型式試験確認済証の区分に応じ、それぞれ別表に定める額（固定給油設備等の型式試験確認の手数料の額については、各構成設備（セルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等にあつては、給油ノズル等及び給油ホース等）について二以上の型式に相当するものをあわせて申請する場合には、別表に掲げる手数料の額に、各構成設備の型式試験確認の手数料の額に各構成設備の申請型式相当数から1を減じた数値をそれぞれ乗じて得た額の合計額を加えた額）に、消費税相当額及び旅費を加えた額とする。ただし、試験確認のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

## 2 旅費等の額

(1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費相当額

(2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額に相当する額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

(3) 外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

## 第10 その他

理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。

臨時調査の実施については、別に定めるものとする。

## 第 11 雑則

### 1 書類等の返還

協会は、型式試験確認申請、重変更申請又は軽変更申請の際に提出された書類のうち、副本 1 部を試験確認又は審査終了後に申請者に返還するものとする。

### 2 型式試験確認の立会い

型式試験確認は、協会の職員が立会って実施するものとする。

#### (1) 試験場所

型式試験確認申請書によって申請された場所とする。

#### (2) 測定機器類

試験確認の立会いに使用する測定機器類は、申請者の負担において準備するものとする。

### 3 申請の区分の取扱い

協会は、別記の変更の区分に掲げるいずれにも該当しない変更であっても、現行基準等から試験確認をする必要があると判断した場合、その旨関係者に通知するとともに協議のうえ、変更の区分を行い、試験確認を実施することができるものとする。

### 4 その他

この規程に定めるもののほか、試験確認等の実施に必要な事項は理事長が定める。

## 附 則

1 この業務規程は、平成 5 年 9 月 24 日から施行する。

2 この業務規程の施行の際、現に型式試験確認を受けて設置されている固定給油設備等で、改正前の基準による給油ホース等を改正後の基準による給油ホース等に変更しようとする場合は、当該固定給油設備等について第 4、4 又は第 4、5 に定める変更の試験確認を受けて基準に適合すると認められた給油ホースを使用することができる。この場合において、変更しようとする固定給油設備等に付されている型式試験確認済証は、なお従前のままとする。

## 附 則（平成 7 年 9 月 18 日危保規程第 4 号）

1 この業務規程は、平成 7 年 9 月 20 日から施行する。

## 附 則（平成 9 年 3 月 4 日危保規程第 4 号）

1 この業務規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則（平成 10 年 3 月 13 日危保規程第 5 号）

1 この業務規程は、平成 10 年 3 月 13 日から施行する。

2 この業務規程の施行の際、協会の型式試験確認を受けた固定給油設備等並びに固定給油設備等を構成する給油ノズル等、給油ホース等及び固定給油設備等本体にあつては、この業務規程によりセルフサービス用固定給油設備等に用いることができる

もの以外のものとしてそれぞれ型式試験確認を受けたものとみなす。

- 3 前項の規定により、セルフサービス用固定給油設備等に用いることができるもの以外のものとして型式試験確認を受けたものとみなされた構成設備について型式試験確認済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ協会に当該構成設備の型式を届け出なければならない。この届け出の場合においては、別表に定める当該構成設備の軽変更の手数料に相当する額の手数料を納めるものとする。

附 則（平成 11 年 10 月 19 日危保規程第 17 号）

- 1 この業務規程は、平成 11 年 10 月 19 日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日危保規程第 8 号）

- 1 この業務規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 8 月 31 日危保規程第 7 号）

- 1 この業務規程は、平成 21 年 8 月 31 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 30 日危保規程第 5 号）

- 1 この業務規程は、令和 2 年 10 月 30 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 20 日危保規程第 21 号）

- 1 この業務規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 14 日危保規程第 27 号）

- 1 この規程は令和 6 年 11 月 14 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日危保規程第 11 号）

- 1 この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

## 固定給油設備等の型式試験確認手数料

試験確認等の区分		手数料（円）		
型式試験確認	セルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等		343,000	
	セルフサービス用固定給油設備等	卓上セルフサービスコンソール（可搬式セルフサービスコンソールシステム非対応）を含む	618,000 (304,000)	セルフサービスコンソールを除いて申請を行う場合 548,000 (234,000)
		可搬式セルフサービスコンソールシステムを含む	724,000 (409,000)	
	給油ノズル等	セルフサービス用以外のもの	80,000	
		セルフサービス用	111,000	
	給油ホース等	セルフサービス用以外のもの	54,000	
		セルフサービス用	67,000	
	立ち上がり配管遮断弁等		88,000	
	セルフサービスコンソール	卓上セルフサービスコンソール（可搬式セルフサービスコンソールシステム非対応）	70,000	
		可搬式セルフサービスコンソールシステム	175,000	
	ペーパーバリア		104,000	
	固定給油設備等本体	セルフサービス用以外のもの	223,000	
		セルフサービス用	309,000 (100,000)	
重変更に係る型式試験確認	型式試験確認の手数料の額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)			
軽変更に係る型式試験確認	型式試験確認の手数料の額に 100 分の 15 を乗じて得た額 (その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)			
型式試験確認済証	固定給油設備等	セルフサービス用以外のもの	530	
		セルフサービス用	730	
	給油ノズル等、給油ホース等、立ち上がり配管遮断弁等		180	
	セルフサービスコンソール	卓上セルフサービスコンソール（可搬式セルフサービスコンソールシステム非対応）	180	
		可搬式セルフサービスコンソールシステム	卓上セルフサービスコンソール用 440 可搬式セルフサービスコンソール用 180	

	ベーパーバリア		90
	固定給油設備等本体	セルフサービス用以外のもの	270
		セルフサービス用	370
固定給油設備等の型式試験 確認実施項目以外の変更	固定給油設備等本体に係るもの		30,000
	固定給油設備等本体以外に係るもの		8,000

備考1 セルフサービス用以外のものとは、セルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等に用いることができる対象設備をいい、セルフサービス用とは、セルフサービス用固定給油設備等に用いることができる対象設備をいう。

- 2 協会の型式試験確認を受けたセルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等又は固定給油設備等本体のうちセルフサービス用以外のものを基本として、これにセルフサービス用の構成設備を用いる等によりセルフサービス用固定給油設備等又はセルフサービス用の固定給油設備等本体として型式試験確認の申請を行う場合にあっては、手数料の欄のそれぞれの（ ）内の額を適用する。
- 3 セルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等又は固定給油設備等本体のうちセルフサービス用以外のものを基本として、セルフサービス用固定給油設備等又はセルフサービス用の固定給油設備等本体の型式試験確認を受けたものについて、セルフサービス用とするために必要な要件以外の重変更を行おうとする場合には、基本となるセルフサービス用固定給油設備等以外の固定給油設備等又は固定給油設備等本体のうちセルフサービス用以外のものの重変更と同時に申請する場合に限り、セルフサービス用固定給油設備等又はセルフサービス用の固定給油設備等本体に係る変更については、それぞれの軽変更に係る手数料の額を適用する。
- 4 可搬式セルフサービスコンソールシステムの型式試験確認手数料は、構成機器の卓上セルフサービスコンソール、可搬式セルフサービスコンソール、卓上セルフサービスコンソールと可搬式セルフサービスコンソールとの通信装置及び可搬式セルフサービスコンソールによる給油許可の制御装置のそれぞれ1機種ずつの構成を基本とし、その構成から1機種増えるごとに、卓上セルフサービスコンソール及び可搬式セルフサービスコンソールについては 70,000 円、卓上セルフサービスコンソールと可搬式セルフサービスコンソールとの通信装置及び可搬式セルフサービスコンソールによる給油許可の制御装置については、35,000 円を加算する。
- 5 可搬式セルフサービスコンソールシステムの重変更で、「構成機器を変更、又は追加する場合(同一製造メーカーで、構造及び機能が同等のものを除く。)」の手数料は、規定されている重変更の手数料に、構成機器を追加、又は変更する1機種につき、卓上セルフサービスコンソール及び可搬式セルフサービスコンソールについては 49,000 円、卓上セルフサービスコンソールと可搬式セルフサービスコンソールとの通信装置及び可搬式セルフサービスコンソールによる給油許可の制御装置については、24,500 円を加算する。

別記

固定給油設備等の変更の区分

対象	変更の内容	
	重変更	軽変更
固定給油設備等本体	<p>ア 懸垂式の圧力逃し装置の弁閉止部に係る構造を変更する場合</p> <p>イ 可燃性蒸気回収装置の構造を変更する場合（セルフサービス用に限る。）</p> <p>ウ 誤給油防止装置の構造、機能を変更する場合（セルフサービス用に限る。）</p> <p>エ 型式試験確認済証の交付を受けた固定給油設備等のポンプ機構を油中ポンプ設備に変更する場合（油中ポンプ設備の型式試験確認に係る業務規程（平成7年9月18日危保規程第3号）に基づく型式試験確認済証の交付を受けた油中ポンプ設備に変更する場合に限る。）</p> <p>オ 固定給油設備等の構成設備（試験確認実施要領に従い適合しているものと確認されたものを除く。）を加える場合の変更</p> <p>カ ベーパーバリアを設ける場合又はベーパーバリアの型式を変更する場合</p>	<p>ア 懸垂式の圧力逃し装置の材質を変更する場合</p> <p>イ 組み込みポンプと同機能のポンプを増設する場合</p> <p>ウ 配管及びその他の送油管部の構造、口径、材質を変更する場合（配管の曲げ、長さの変更を除く。）</p> <p>エ 外装材料の種類を変更する場合、ただし、種類とは、鋼製板類、非鉄合金板類、高分子材料類等の分類をいうものとする。</p> <p>オ 外装材料のうち、油量表示部等機能上透視性を必要とする部位に限り用いられた酸素指数 26 以上に適合しない高分子材料の使用範囲を変更する場合</p> <p>カ 給油ホース等を地盤面に接触させない機能（ホース機器本体に講じられるものに限る。）に係る構造を変更する場合</p> <p>キ 基本形状に係る以外の外形寸法を変更する場合</p> <p>ク 電気機器の防爆構造を変更する場合</p> <p>ケ 地震感知制御装置を変更する場合（セルフサービス用に限る。）</p> <p>コ 構成設備として、それぞれ試験確認実施要領に従い適合しているものと確認されたものを固定給油設備等の構成設備に加える場合</p> <p>サ ベーパーバリアについて重変更又は軽変更する場合（あらかじめベーパーバリアの重変更又は軽変更に係る試験確認を受けたものに限る。）</p>
給油ノズル等	<p>ア 先端弁の開閉機構に係る構造を変更する場合</p> <p>イ ラーチオープン式ノズルのラッチ部の構造を変更する場合（セルフサービス用に限る。）</p>	<p>ア 先端弁の本体、弁又は弁座の材質を変更する場合</p> <p>イ 注入管の構造又は材質を変更する場合</p> <p>ウ 吐出に係るノズル機能以外のオプション機能を追加する場合</p>
給油ホース等		<p>ア 安全継手の本体、弁又は弁座の材質を変更する場合</p> <p>イ 給油ホース等の構造、口径、材質（耐摩耗性を有するホース、リング、カバー等を含む。）を変更する場合</p> <p>ウ 給油ホース等の耐摩耗性を有するリング、カバー等の構造を変更する場合</p> <p>エ ホースの製造メーカーを変更する場合</p>

対象	変更の内容	
	重変更	軽変更
油中ポンプ等	<p>ア 油中ポンプ設備の電動機の冷却又は内部の空気の滞留防止に係る構造を変更する場合</p> <p>イ 油中ポンプ設備の自動戻し弁の開閉機構に係る構造を変更する場合</p> <p>ウ 油中ポンプ設備の電動機の自動停止装置の検出機構に係る構造を変更する場合</p> <p>エ 姿勢検知装置の設置又は検出機構に係る構造を変更する場合</p> <p>オ 油中ポンプ機器遮断弁の閉止機構に係る構造を変更する場合</p>	<p>ア 油中ポンプと地下貯蔵タンクとの接合フランジ構造を変更する場合</p> <p>イ 油中ポンプ設備の外装の構造・材質を変更する場合</p> <p>ウ 油中ポンプ設備の電動機固定子に充填する樹脂の材質を変更する場合</p> <p>エ 油中ポンプ設備の電動機に接続する電線保護管・端子箱の構造及び電線被覆材の材質を変更する場合</p>
セルフサービスコンソール	<p>（可搬式セルフサービスコンソールシステム非対応）</p> <p>ア 運転制御部に新たな制御機構を追加する場合（給・注油の制御に係るものに限る。）</p> <p>イ 機器本体の機種を変更、又は追加する場合（同一製造メーカーで、構造及び機能が同等のものを除く。）</p>	<p>ア 緊急停止スイッチ等、制御部のレイアウトを変更する場合</p> <p>イ 運転状態の表示（文字、色、シンボル等の軽微な変更を除く。）の内容を変更する場合</p> <p>ウ 機器本体の機種を変更、又は追加する場合（同一製造メーカーで、構造及び機能が同等のものに限る。）</p>
	<p>可搬式セルフサービスコンソールシステム</p> <p>ア 構成機器の桌上セルフサービスコンソール及び可搬式セルフサービスコンソールシステムの運転制御部に新たな制御機構を追加する場合（給・注油の制御に係るものに限る。）</p> <p>イ 構成機器の機種を変更、又は追加する場合（同一製造メーカーで、構造及び機能が同等のものを除く。）</p> <p>ウ ア及びイの他、可搬式セルフサービスコンソールシステムの動作等に重大な影響を及ぼす変更を行う場合</p>	<p>ア 構成機器の桌上セルフサービスコンソール及び可搬式セルフサービスコンソールシステムの緊急停止スイッチ等、制御部のレイアウトを変更する場合</p> <p>イ 構成機器の桌上セルフサービスコンソール及び可搬式セルフサービスコンソールシステムの運転状態の表示（文字、色、シンボル等の軽微な変更を除く。）の内容を変更する場合</p> <p>ウ 構成機器の機種を変更、又は追加する場合（同一製造メーカーで、構造及び機能が同等のものに限る。）</p>
ベーパーバリア	<p>ア ケーブルクランプ、プラグ等気密を保持する部品の構造を変更する場合</p> <p>イ 貫通軸の形状、寸法等を変更することにより気密性能に影響がある場合</p>	<p>ア ケーブル・軸等のベーパーバリアを貫通する数を増加する場合</p> <p>イ エアギャップ部カバーの通気穴の形状、位置及び単位長さ当たりの通気部総面積を変更する場合</p>